

令和4年3月16日

事業主 }
個人加入 } 組合員 各位

東京都薬剤師国民健康保険組合

令和4年度東京都薬剤師国民健康保険組合保険料
について（お知らせ）

日頃より当組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、3月16日に開催した第63回通常組合会におきまして組合規約の一部改正が議決され、**令和4年度の保険料を下表のとおりとする**ことが決定されましたのでお知らせいたします。

事業主様におかれましては、従業員の皆様にもこのことをお伝えいただきたく存じます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

<令和4年度東京都薬剤師国民健康保険組合保険料等>

区 分		賦 課 額【 月 額 】	
医 療 分	事業主組合員	26,000 円	
	特例組合員	16,000 円	
	従業員	薬 剤 師	21,500 円
		そ の 他	16,000 円
	家 族	未就学児	6,000 円 ※
		そ の 他	9,000 円
後期高齢者支援金分(被保険者全員)		3,500 円	
介護納付金分(満40歳~64歳)		4,800 円	
後期高齢者組合員(満75歳以上)		2,500 円	

※ 未就学児の医療分保険料を、現行の月額9,000円から3,000円減額して6,000円とする改定は、令和5年1月分保険料から実施いたします。

- 介護納付金分は、年齢が満40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者が納付すべき介護保険料として当組合が徴収し、まとめて納めるものです。
- 後期高齢者組合員の賦課額は、保健事業の費用に充てるものです。

< お 知 ら せ >

「傷病手当金の支給」の対象となる期間が、令和4年6月30日までに延長されました。
詳しくは組合ホームページでご確認ください。

組合員の皆さんへ ～お知らせ～

令和4年3月16日
東京都薬剤師国民健康保険組合

令和4年度事業計画と歳入歳出予算が決定しました。令和4年度の保険料（月額）は別紙のとおりですが、女性が多い職場であること、また子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和4年度から新たに次の取り組みを始めますのでお知らせします。

● 詳しくは組合ホームページでご確認ください。

なお、当組合の保険料は加入区分に応じて1人につき幾らという「応益負担」で設定しており、収入に応じて負担する「応能負担」の考え方を取り入れていません。どちらの設定方法にも一長一短あると思いますが、当組合も「応能負担」の考え方を取り入れるべきとの声があります。今後、医療給付等に必要な財源としての保険料収入の総額を確保しながら、「応能負担」の考え方も取り入れた保険料設定のあり方等を検討する必要があると考えています。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1 未就学児の保険料減額について

未就学児である被保険者の医療分保険料を3,000円減額します。

対象者	当組合の被保険者である未就学児
減額後の保険料	医療分6,000円（現行9,000円から3,000円減額します。） ※ 後期高齢者支援金分（3,500円）は、全ての被保険者に賦課している保険料であり、減額しません。
開始時期	令和5年1月
減額手続	不要（毎月の保険料納入通知書に反映して請求）

2 子育て支援事業について

1) 産前産後休業期間中の保険料免除

産前産後休業を取得した組合員の保険料については、その期間中の保険料を免除します。

対象者	組合員（「組合員の家族」としてご加入の方は対象外です。）
免除する保険料	組合員とその世帯に属する（同じ記号・番号）の家族の保険料
免除期間	「産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月まで」（基本3か月間（多胎児の場合は5か月間）になります。） ※ 出産が遅れる等により免除期間を変更する場合があります。

開始時期	令和4年4月1日 ※ 既に産休中の方であっても、4月1日から休業を開始したものとみなしますので、4月30日以降に休業が終了する方でないと対象となりません。（別添のQ&Aの項番2をご参照ください。）
申出時期	原則として出産予定日の2か月前まで ※ 申出時期以降の場合は、一旦保険料を納めていただき、その後に保険料を返還します。
免除手続	事業所（事業主）を通して申し出てください。
提出書類	(1) 出産前に申出する場合 ・ 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届 ・ 「母子手帳（保護者の氏名が載った表紙）」、「妊娠届出書」、主治医が発行した「母性健康管理指導事項連絡カード」「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更（終了）届」のいずれか1つの写し
	(2) 出産後に申出する場合 ・ 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届 ・ 「母子手帳（出生証明欄）」、「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更（終了）届」のいずれか1つの写し
	(3) 申出した事項に変更がある場合または予定より早く産前産後休業を終了する場合 ・ 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届 ・ 「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更（終了）届」の写し ※ 国民年金加入者の場合、添付書類は不要です。
その他	産前産後休業が終了した日の翌日から2年を経過した保険料免除の申出は受け付けません。

2) 未就学児に年額 12,000 円を交付

11月末日現在、当組合の被保険者である未就学児に対して、1人当たり12,000円を交付します。

対象者	11月末日現在、被保険者である未就学児
交付金額	未就学児1人当たり12,000円/年 (複数の未就学児がいる世帯にはその人数分) ※ 令和4年度は、既にご登録いただいている組合員のご住所に金券（クオカードを想定）を郵送します。 令和5年度以降は、組合員の口座情報をご登録いただき、現金を振込む予定です。
交付時期	12月（予定）

東京都薬剤師国民健康保険組合

電話番号 03(3874)7411
 問合せメール info@toyakukokuho.jp
 組合ホームページ http://toyakukokuho.jp